_ 連絡先 氏名 ○○ 事務所 ×	XX (TEL OOO-	-000-0000)
会局編補	係	主
長長佐佐	長	

記入例

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

令和 1 年 8 月 13 日

長野県知事 様

申請者氏名 長野太郎

下記によって農地を転用したいので農地法第4条第1項の規定によって許可を申請します。

			170 - 10 171	> • > • -	住				Ē	 听				職	業
1	申請者の住所									1778	<i>></i> 10				
	等	長野				長野							農業		
2	許可を受けよ うとする土地 の所在等	土地の	所 在	ţ	也 番	地登記簿	目 現 況	面		利用状況	10 a 当た 普通収穫高		= A = 者 の 名		整区域・
		長野市大字□□字◇◇		0	0-0	B	B		720	水田	米 500kg	長野太	像	調整)• その他
														調整	その他
														調整	・その他
														調整	・その他
			計	7	120 m	ıı̂ (⊞	7	20	m ²	畑		m^2)			
			用	途		事由の詳細			RV # O	典庁仕内が老も	T/L1 7555	いいボンか	たが 田田を仏	+pr@=4 #	
3	転用計画	(1)転用事由の 詳細	住宅敷地	主宅敷地(農家住宅)		別紙、理由書のとおり/			4	既存の農家住宅が老朽化し、改築が必要となったが、周囲を住宅に囲まれ 地が狭く、道路狭く敵地でないため、耕作地に近い本申請地に新築したい。 なお、現在の農家住宅については取り壊し、敷地は畑として利用する。					新築したい。
		(2)事業の操業期施設の利用期			令和 【	年 12	月	1 目	から	永久 年	間				
			工事計画 ((第1期)	着工			(第2期)	令) 着工 令			î	à	計	
				名 称				月 31 日まで 責 所要面積 名		棟数		所要面積	棟数	建築面積	所要面積
		(3)転用の時期 及び転用の	土地造成		11/ 3/	人工采曲		m ² 720			人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	m ²	171 32	**************************************	m ² 720
		目的に係る	建築物	2 階 建 住宅	1 棟	12	m² 20				m²		1棟	m² 120	
		事業又は施 設の概要	小 計		1 棟			720					1棟	120	720
		以 v) M 女	工作物	物置	1 棟	₹ 7	10						1棟	70	
			小 計		1棟	7	10						1棟	70	
			計		2棋	19	90	720					2棟	190	720
4	資金調達につ いての計画	土地造成費 建設費		2.000.000 円 全額自己資金 25.000.000 円											
5	転用すること によって生ず	西側は住宅であり、北側隣接の農地は自作地であり農地に対する影響はない。													
	る付近の土地 作物・家畜等 の被害防除施 設の概要														
6	その他参考と	都市計画法に よる開発許可	第 34 要	第34条第 1・2・3・ 要 10・11・12							1 / 1 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3			7 • 8 • 9 •	10・11 号
	なるべき事項	及び建築許可	令第3	令第36条第1項第3号ロ・ハ・ニ・ホ該論							第 43 条第 1 項第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 号該当				

(記載要領)

- (1) 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- (2)「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては、普通畑、果樹園、桑畑、牧草畑、その他の別を記載してください。
- (3)「市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- (4) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載してください。
- (5) 申請ご係る土地が計街に開整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築計可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築計可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。